

指定認知症対応型通所介護 (デイサービス) 利用契約書

社会福祉法人 興寿会
デイサービスセンター 興寿苑池上

◆◆目次◆◆

第一章 総則

- 第 1 条 (契約の目的)
- 第 2 条 (契約期間)
- 第 3 条 (通所介護計画の決定・変更)
- 第 4 条 (介護保険給付対象サービス)
- 第 5 条 (介護保険給付対象外のサービス)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第 6 条 (サービス利用料金の支払い)
- 第 7 条 (利用の中止・変更・追加)

第三章 事業者の義務等

- 第 8 条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第 9 条 (身体的拘束等の禁止)
- 第 10 条 (守秘義務等)

第四章 契約者の義務

- 第 11 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

- 第 12 条 (損害賠償責任)
- 第 13 条 (損害賠償がなされない場合)
- 第 14 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第六章 契約の終了

- 第 15 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
- 第 16 条 (契約者からの中途解約等)
- 第 17 条 (契約者からの契約解除)
- 第 18 条 (事業者からの契約解除)
- 第 19 条 (清算)

第七章 その他

- 第 20 条 (苦情処理)
- 第 21 条 (協議事項)

様（以下「契約者」といいます。）と社会福祉法人 興寿会（以下「事業者」といいます。）は、契約者がデイサービスセンター 興寿苑池上（以下「事業所」といいます。）において、事業者から提供される通所介護サービス（以下「認知症対応型通所介護サービス」といいます。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令及び横須賀市条例の趣旨に従い、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める認知症対応型通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する認知症対応型通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、認知症対応型通所介護計画のとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
- 2 事業者は、有効期間満了日の1か月前から14日前までに、利用者に対し、契約更新を行うか否かの意思表示を行うよう求めるものとします。
- 3 利用者が有効期間満了日までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件更新されるものとします。この場合において、更新後の有効期間は1年間とします。

第3条（認知症対応型通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業所は、契約者に係る居宅サービス計画（以下「ケアプラン」といいます。）が作成されている場合には、それにそって契約者の認知症対応型通所介護計画（以下「通所介護計画」といいます。）を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係るケアプランが作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業所は、契約者に係るケアプランが変更された場合もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。

- 5 事業所は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
- 6 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業所は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業所は、契約者と合意に基づき、昼食・おやつ及び介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項に定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割又は2・3割）を事業者を支払うものとします。
ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。
（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについて契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は、食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸実費を事業者を支払うものとします。
- 5 契約者は、前4項に定めるサービス利用料金をサービス利用終了時に、支払うものとします。
- 6 契約者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3か月分以上滞納した場合には、事業者は、1か月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払われないうちに限り、文書により契約を解除することができます。
- 7 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、ケアプランを作成した居宅介

護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、ケアプランの変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

- 8 契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合に事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合に契約者は、サービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日の定められた時間までに利用の中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただきます。
ただし、契約者の体調不良等緊急を要する正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業所は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第三章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者がサービスを提供したときは、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、契約者の確認を受けることとします。
- 4 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について、前項の書面を含む記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第9条（身体的拘束等の禁止）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場

合は、この限りではありません。

- 2 前項ただし書きの規程に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

第 10 条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、認知症対応型通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する身体等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者または契約者の家族等の個人情報を用いることができることとします。

第四章 契約者の義務

第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、デイルーム及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

- 1 事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。また、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、契約者に故意又は過失が認められる時に限り、損害賠償額を減じることができることとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- （１） 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （２） 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （３） 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- （４） 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- （１） 契約者が死亡した場合
- （２） 要介護認定により、契約者の心身の状況が要支援・自立と判定された場合
- （３） 事業者が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- （４） 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- （５） 事業所が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- （６） 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が、解約又は解除された場合

第 16 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は、契約終了を希望する日の 3 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - （１） 契約者が入院した場合
 - （２） 契約者に係るケアプランが、変更された場合

第 17 条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、3 日前までに事業者に予告することにより、この契約を解約することができます。
- 2 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、

本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める認知症対応型通所介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が、契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 契約者による、第6条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、1か月以上の相当な期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合
 - (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (4) 契約者が、介護保険施設等に入所し又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、認知症対応型通所介護サービスが利用できなくなった場合
この場合に事業者は、速やかに利用者にもその旨を通知するものとします。

第19条（精算）

第15条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（現状の回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市又は国民健康保険団体連合会に、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いもいたしません。

第21条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービス及び同一種類の介護保険外サービス（利用限度額を超えるサービス）を対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約を締結するものとします。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

〔ご利用者(ご契約者)〕

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

〔上記代理人〕

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

〔身元引受人〕

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

〔立会人〕

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

(注) 「立会人」欄には、利用者本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

事業者

住 所 神奈川県横須賀市池上6丁目5番 21 号

事業者名 社会福祉法人 興寿会

代表者氏名 理事長 坪内 正 印